

秋田県

防犯マニュアル

学校等及び通学路等における
児童等の安全確保編



はじめに

みんなで子ども達の安全を守ろう

秋田県では、「日本一安全で安心な秋田県」を目指し、平成16年4月に「秋田県安全・安心まちづくり条例」を施行し、犯罪による被害を防止するとともに、犯罪を発生させない環境づくりに取り組んでおります。

さらに、平成17年3月には条例に基づく「学校等及び通学路等における児童等の安全確保指針」を策定し、子ども達の安全確保のために努力すべき有効な方策を示したところです。

このたび、この指針を分かりやすく解説した防犯マニュアルを作成しましたので、子ども達の安全確保のためにご活用いただければ幸いです。

目次

1	子ども達が被害にあった最近の重大事件	1
2	秋田県の犯罪発生状況	2 ~ 3
3	子ども達をみんなで守ろう	4
4	学校等の役割	5 ~ 9
5	親から子どもへの安全教育	10 ~ 12
6	地域住民の活動	13 ~ 18
7	活動事例	19 ~ 21

1 子ども達が被害にあった最近の重大事件

あまり思い出したくない事件ですが、学校等で発生した事件を紹介します。こうした事件を他府県のことと思わず、自分達のこととしてとらえ、危機意識を高めて今後の防犯活動に生かしていくことが必要です。

大阪教育大学教育学部附属池田小学校事件（平成13年6月8日）

出刃包丁を持った男が、2時間目の授業が終わりに近づいた午前10時過ぎ頃、校内に侵入し、校舎1階にある第2学年と第1学年の教室等において、児童や教員23名を殺傷した。うち死者は8名（1年男子児童1名、2年女子児童7名）に上り、未来ある子ども達の尊い命が理不尽に奪われた。

この事件を契機に、学校安全管理の危機意識が急激に強まり、文部科学省、地方公共団体、学校等で危機管理マニュアル・ガイドラインを作成するなど、PTA・地域・学校等関係機関が一体となり、学校防犯、学校安全に向かう機運が高まった。

京都府宇治市立宇治小学校事件（平成15年12月18日）

包丁を持った男が、給食時間に入った午後0時30分頃、2階にある第1学年の教室内で1年生の男子児童2名の頭を切りつけた。児童らは頭に長さ5センチと3センチの切り傷を負って病院に運ばれた。幸い命に別状はなかった。

広大な敷地・建物への不審者の侵入に対する管理のむずかしさを痛感する事件であるが、過去の殺傷事件を機に導入された警報装置（校門に設置したセンサーが来訪者を感知すると職員室等のチャイムが鳴る）のスイッチを切っていた安全管理意識の欠如が事件につながる一因になったと考えられている。

奈良女児誘拐殺人事件（平成16年11月17日）

奈良市立富雄北小学校1年生の女児が、下校途中の午後1時40分頃、携帯電話で母親と通話したのを最後に行方不明となり、平群町の農道脇の側溝で翌18日午前0時すぎ、遺体で見つかった。

女児の携帯電話から母親の携帯電話に「娘はもらった」との犯行声明と遺体の写真がメール送信されるという、前代未聞の恐ろしい事件である。

大阪府寝屋川市立中央小学校事件（平成17年2月14日）

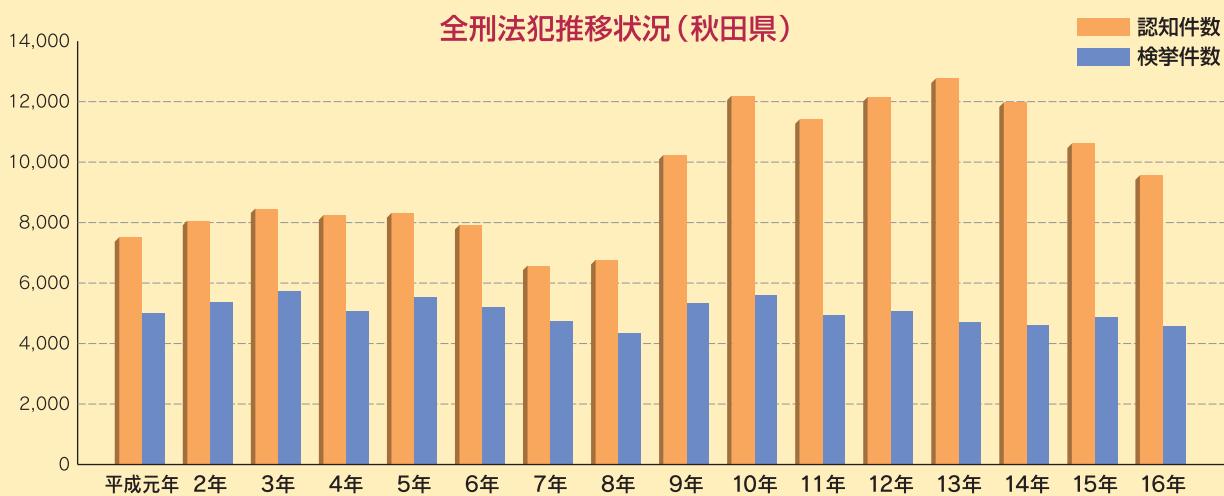
包丁を持って侵入した無職少年が、3名の教職員の背中や腹などを刺し、男性教諭1名が死亡し、2名が重傷を負った。事件当時、校内には児童が多数いたが、犯人が3名を刺した後、異常を知らせるベルが鳴り、子ども達は先生の誘導で校庭に避難して事なきを得た。

池田小学校事件以後、学校の安全対策は厳しくなり、文部科学省が平成17年1月に発表した安全管理に関する調査によると、不審者侵入を防止する対策を取っている小学校の割合は全国で90%を超える、また、平成16年に防犯訓練を実施した学校も80%以上にのぼっている。施錠管理はもちろん、監視カメラの設置、地域の人々による正門付近の監視やガードマンの巡回等、多くの学校で対策がとられている。中央小学校でも、監視カメラを設置し、教職員の訓練を実施していたが、事件を防げなかった。学校には色々な人が出入りすることから、校内安全管理の難しさを痛感する。

2 秋田県の犯罪発生状況

全国での刑法犯の認知件数は、平成8年以降14年まで7年連続で戦後最多を記録しましたが、平成15年には279万136件と、前年比で6万3,603件(2.2%)減少し、その増加に歯止めが掛かりました。しかし、140万件前後で推移していた昭和期の約2倍の水準にあることに変わりはなく、特に重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐及び強制わいせつ)は、平成11年以降、強盗と強制わいせつを中心に急増し、平成15年には2万3,971件(前年比1,677件7.5%増)と、過去10年間で約2.2倍に増加しています。

本県の刑法犯の認知件数は、平成13年の1万2,159件をピークに、以降は平成14年1万1,978件、平成15年1万616件、平成16年9,565件と減少しており、重要犯罪についても減少傾向にあります。このように、本県は全国的には犯罪の少ない安全な地域に分類されるとは思いますが、それでも1日平均約27件、1時間当たり1.1件の刑法犯罪が起きている状況は動かしがたい事実なのです。



子どもに対する不審(犯罪)行為

学校関係者・県警等の努力により、子どもが巻き込まれる犯罪は減少傾向にありますが、犯罪までには至らないものの子どもに対する不審行為は年々増加の一途をたどっており、いつ何時子どもが被害にあうか心配な状況です。

市町村教育委員会を通じて学校から県教育委員会に報告があった件数(小・中・高校分)

	H15.4.1～H16.1.25	H16.4.1～H17.1.25
声かけ、脅しなど	4	25
抱きつき、腕つかみ、身体接触など	15	30
その他(追尾、スプレー噴射など)	0	12
計	19	67

不審者情報

平成16年4月から1年間に、県内の学校から寄せられた不審者情報の例です。不審者の出没は、登校時より下校時及び帰宅途中に多く見られ、男子よりも女子が狙われる傾向があります。

声かけ

- いいものあげるから、こっちにおいで
- お金ほしくない
- 名前教えて
- 家に来ないか
- 写真とさせて
- 道を教えて欲しい、車に乗って
- 遊ばない、援助2万円
- 1万円あげるから、遊ぼう
- お母さんが交通事故にあったから、病院に連れて行ってあげる
- 同じ方向だから車に乗らない
- 寒いから車に乗らない



抱きつき 腕つかみ

- 斜め後ろから手をつかまれた
- 後ろから手をつかまれ
連れて行かれそうになった
- 手首をつかみ車に乗せようとした



わいせつ 暴 力 その他の

- スタンガンを背中にあてられた
- 男が下半身を見せて立ち去った
- スプレーをかけられた
- スカートをのぞかれそうになった
- 写真を撮られた
- 卑わいなことばをかけられた

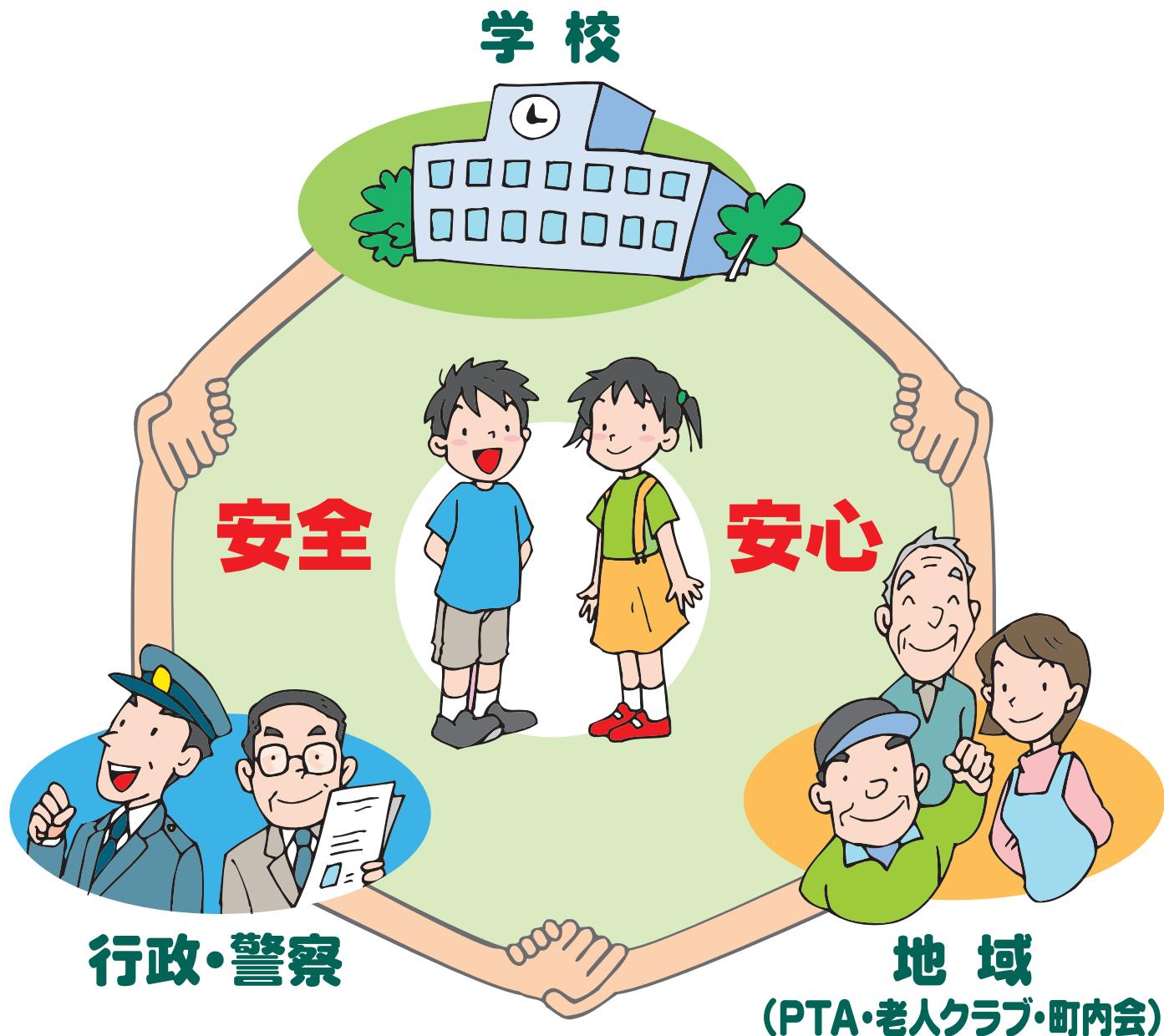


3 子ども達をみんなで守ろう

子ども達の安全は、子ども自身や学校だけで守ることには限界があります。教師や親が子どもに「知らない大人に声をかけられても、ついて行っちゃダメだよ。」と、どんなに口を酸っぱくして教えたところで、小さな子どもの判断力では口のうまい大人（犯罪者や不審者）から身を守ることは非常に困難です。子どもは元来素直で人を疑うことができないのです。

しかし、それでは子ども達に対する犯罪は減りません。悪い大人が世の中にはいるのです。全国的には、犯罪の少ない秋田県でも、危険な状況に変りはありません。

子ども達を守る（犯罪に巻き込まれない、犯罪を未然に防止する）ためには、学校・行政・警察・地域（PTA、住民等）が一緒になって、自分達の宝である子ども達を協力連携して守っていくという意識と行動が大切です。



4 学校等の役割

学校等が行うべき安全確保については、文部科学省、県教育委員会、市町村教育委員会等から各種危機管理マニュアル、ガイドライン等により指導がなされ、各学校現場でも、様々な対策がとられていますが、危機意識を高めてもらうためにも、あらためて具体的な方策について記載します。



① 学校等内への不審者の侵入防止対策

1. 出入り口の限定と門扉の施錠及び 侵入禁止の立札・看板の設置

広い校地では、絶対的ではないが確信犯以外には効果が期待できます。



2. 来訪者用入口・受付の明示及び 来訪者名簿の記入と来訪者証の着用義務

不審者は受付、名簿記入はしないことが多い、来訪者証着用のない場合は不審者と確定できます。受付には必ず教職員がいて、来訪者名簿に記入させ、保護者や顔見知りの人でも、教職員以外には来訪者証を着用させるようにします。



3. 教職員等による学校等の敷地内及び 外周の巡回

当番を決め、全員で実践します。



② 施設・設備の点検整備

1. 校門、フェンス、外灯、窓、出入り口、施錠設備

日々の巡回等で不適箇所を見つけたら、迅速に修繕します。破損があるということは、管理がなされていないことであり、不審者につけこまれます。※「割れ窓理論」



2. 教室、職員室等の配置

既存の学校等の中には、施設配置の関係で、職員室等から来訪者が見えないところもありますが、玄関の開閉により音を発するセンサー等の設置など改善できる点は改善します。また、新・改築時には子どもの安全を最大限に考慮した配置とします。

3. 死角の原因となる障害物の撤去

取り除くことのできる障害物は撤去します。

4. 警報装置、非常通報装置、防犯管理システムなどの防犯設備

設置されている装置の電源を切っていて作動しなかったり、訓練をしていないため操作ができないということの無いよう、普段から操作に習熟しておくなど防犯設備が完全に機能するようにしておきます。



5. 複数の避難経路の確保等の配慮

建物ごと・階数ごとの緊急時の状況に応じた複数の経路等を、教職員のみならず子ども達に周知させておきます。

※割れ窓理論

アメリカの心理学者ジョージ・ケリング博士が提唱。建物の窓ガラスが割れたまま放置されると、管理人がいないと思われ、凶悪な犯罪が増えるという理論です。

ニューヨーク市では、地下鉄の無賃乗車や落書きを「割れ窓」に見立て、これらを徹底的に取り締まった結果、劇的に犯罪が減少しました。1枚の窓を割るのは心理的抵抗が大きいが、割れている窓が1枚あると他の窓を割る時の心理的抵抗は非常に少ない。すなわち、目に見える軽微な犯行を減少させることで、他の犯行の誘発を防ぐという考え方です。

日本では、2001年に札幌中央署が割れ窓理論を採用し、割れ窓を違反駐車に置き換えて、「すすきの環境浄化総合対策」として犯罪対策を行いました。同様の理論を用いて空き缶のポイ捨て防止、落書き防止などの環境美化キャンペーンが日本各地で行われています。

③ 安全対策を推進するための体制整備

1. 安全推進委員会の設置

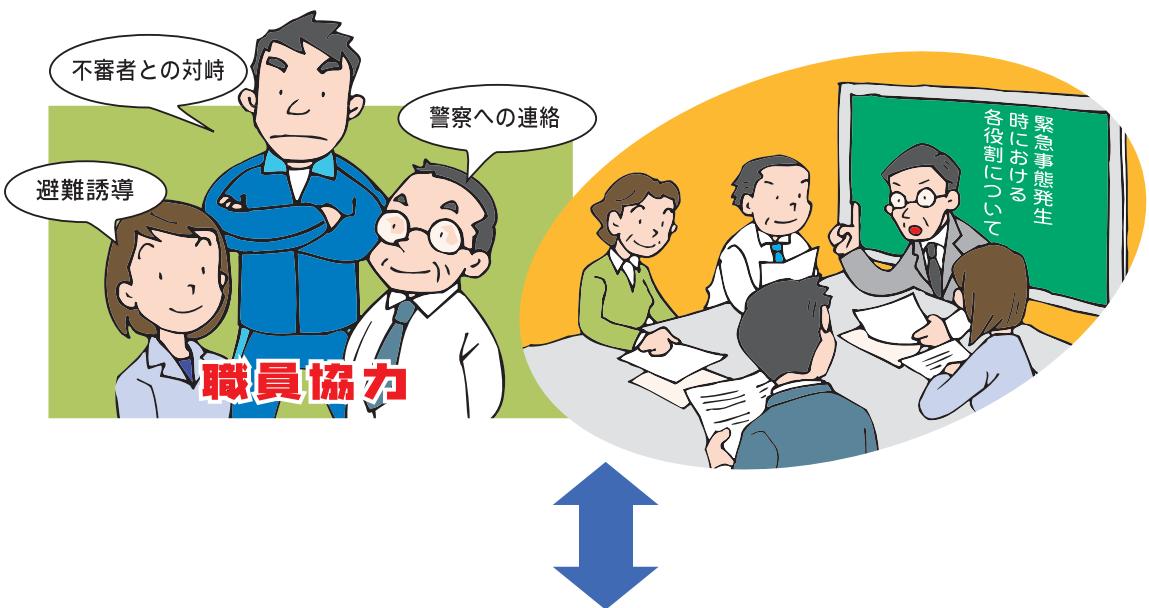
教職員による安全確保体制の整備、緊急時の役割分担の確認及び一致協力体制を明確化し、緊急時に慌てないように日頃から対策を取りましょう。

2. 安全管理マニュアル作成と教職員への周知徹底

緊急事態発生時における対応をマニュアル化し、職員会議等で確認しておきます。

3. 学校を取り巻く人達との連携協力

子どもの安全は学校と子どもだけでは守ることが困難です。PTA、地域住民をはじめ、行政関係機関等が一体となった安全確保体制が必要です。さらに学校区域内だけでなく、地域内の他校及び市町村との情報連絡網の整備も大切です。



④ 緊急時に備えた対策

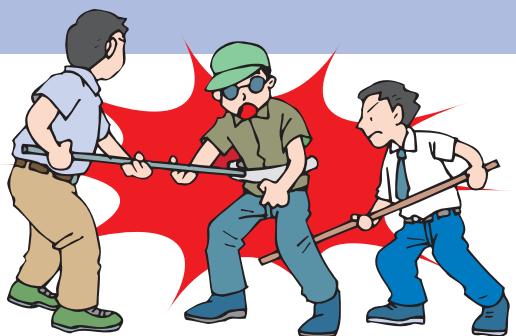
1. 安全確保対策を徹底するための教職員に対する指導、研修及び訓練の実施
2. 警察署及び消防署の協力による教職員、保護者、地域ボランティアなどを対象とした安全教室、防犯訓練、救命救急訓練の実施
3. 学校等の内外における安全確保対策について警察署、消防署などとの連携強化を図るための情報交換の実施
4. 緊急時のための学校等、警察署、国、県、市町村その他関係機関との情報連絡網の整備
5. 緊急時を想定した不審者等の監視、侵入の阻止及び排除・連携体制の確立、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察署への通報体制の徹底
6. 緊急時を想定した保護者への連絡方法及び登下校方法の決定



これらの対策を、管理者は日頃より整理しておき、教職員に周知徹底し緊急時に慌てないようにします。

⑤ 安全教育の充実

1. 学校等に不審者等が侵入した際の対処方法を習得するための避難訓練の実施
2. 誘拐、連れ去りなどの犯罪に巻き込まれないための対処方法の指導
3. 「子ども110番の家」などの緊急避難場所及び地域の危険箇所等の周知
4. 通学の際の緊急避難場所への駆け込み訓練の実施
5. 危険な場所を想定した不審者対応訓練の実施
6. 地域社会の安全について児童等が主体的に学ぶ教育の実施



⑥ 保護者、地域住民及び関係団体との連携

1. 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼

- ①登下校時のパトロール、校外安全指導、声かけ運動など児童等を見守る体制づくり
- ②学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察署及び学校等への通報

2. 各家庭への安全管理に関する文書等の配布や掲示など、速やかな情報提供体制の整備

3. 「子ども110番の家」など児童等の安全を確保できる場所の拡大や児童及び保護者等への周知



⑦ 通学路等における安全確保対策

通学路等が所在する地域を管轄する警察署などの関係機関や通学路等の管理者、保護者並びに地域住民の協力を得て、対策を講じます。

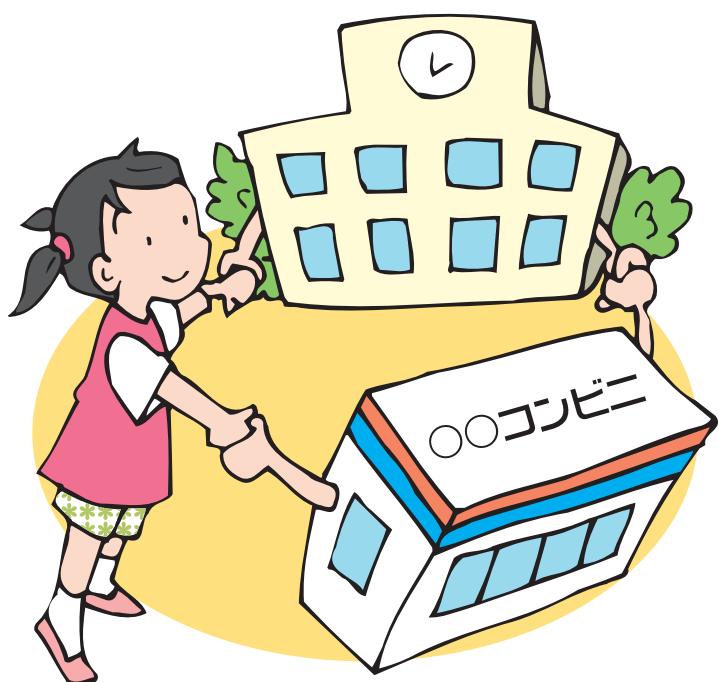
1. 通学路の巡回

2. 「子ども110番の家」等との連携強化

3. 登下校時の見守り活動

4. 通学路等の安全点検の実施、安全マップの作成や配布、危険箇所の改善に向けた取組

5. その他児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組



5 親から子どもへの安全教育

子どもを犯罪者から守るのは大人の役目です。しかし、いつどこで、子どもが誘拐やいたずらにあうかわかりません。普段の生活の中で子どもにも防犯意識をもたせることが大切です。

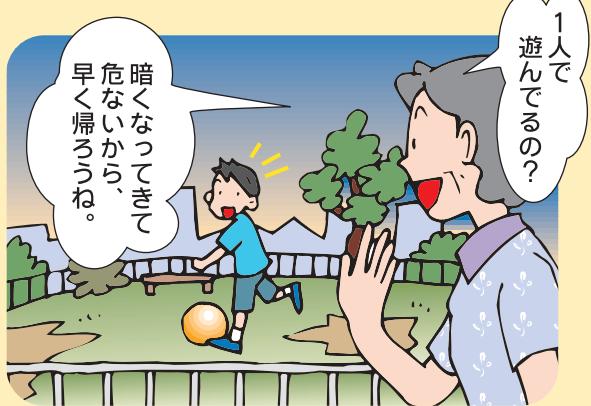
外出時には、必ず行き先をきく

外出時には、必ず「だれと」「どこで」「何をするか」「何時頃帰ってくるか」を言う習慣を身に付けさせましょう。時間を意識させたり、危険な場所に行くことを未然に防ぐことができます。



一人で遊ばせない

子どもが犯罪に巻き込まれるケースで一番多いのは、一人で遊んでいる時です。遊びに行く時は一人にならないように教えましょう。また、一人で遊んでいる子どもや遅くまで遊んでいる子どもを見かけたら、早く帰るよう呼びかけましょう。



知らない人にはついて行かない

「お母さんが呼んでるよ」「お人形を買ってあげるよ」と言葉巧みに声をかけ、子どもを連れ去る事件はいつの世もあります。知らない人には何があってもゼッタイに行って行かないよう教え、危険な目にあったら「助けて」と大声を出すよう言い聞かせましょう。



毎日、何があったか話し合う

危険な目にあっても、叱られることを恐れ、黙っている子どももいます。何でも話し合えるよう、子どもとのコミュニケーションを大切にしましょう。



「子ども110番の家」や危険な場所を実際に廻って確認しよう

通学路や遊びにいく公園周辺の「子ども110番の家」と途中の危険箇所を実際に確認し、避難の仕方を教えましょう。



一人で留守番させる時の用心

自宅にいるときでも安心はできません。「訪問者にはすぐにドアを開けない」などの対応を家族で繰り返し話し合いましょう。



防犯グッズを持たせよう

防犯ブザーや、携帯端末を持たせ、危険な目にあった時の使い方を教えましょう。

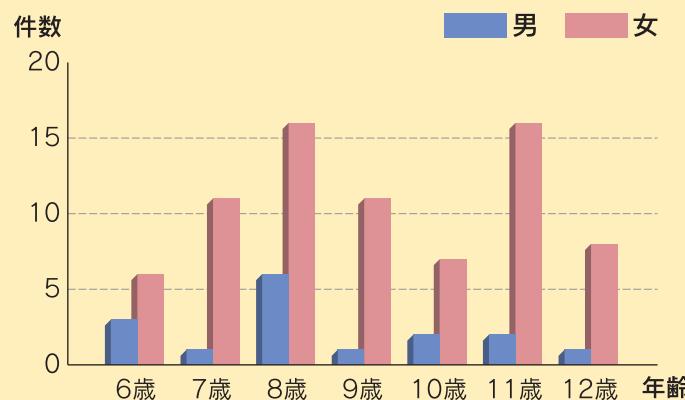


携帯電話やインターネットの使用にも注意

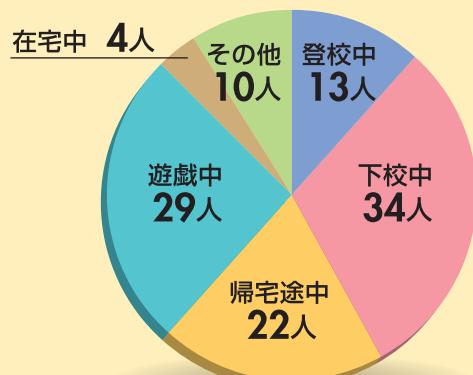
子どもに携帯電話を持たせる場合、使える機能を制限するなど、いわゆる「出会い系サイト」にはアクセスできないようにしましょう。



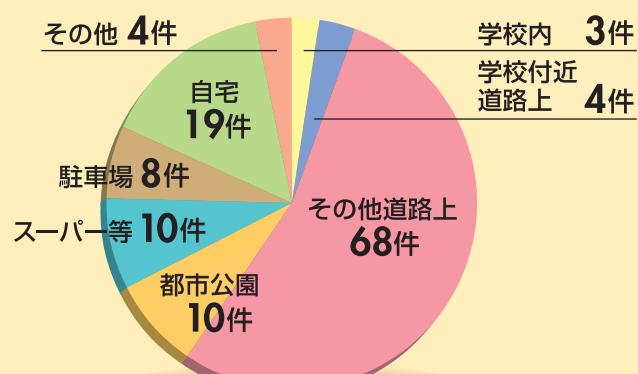
●被害者の年齢と性別



●被害にあった時の行動（就学児のみ）



●被害の発生場所



6 地域住民の活動

子ども達の安全は学校、警察、保護者だけでは守っていくことはできません。地域住民が結束協力し、犯罪の起こりにくい地域づくりを進めていくことが、子ども達の安全を守るために必要です。

ここでは、活動の一環としての防犯パトロール、安全マップ作成を取り上げます。

活動1 防犯パトロール

隊の結成

●有志を募りましょう。

PTA、地域の町内会、老人クラブなど、地域に居住する方で子どもの登下校時及び夜間にパトロールできる方を募集します。



●リーダーを決めましょう。

有志が集まつたら、パトロールを効果的に推進するため、推進責任者（リーダー）や副責任者（サブリーダー）を決めます。

●パトロールの方法を決めましょう。

何人で巡回するか、週何回にするかなど、どのような方法でパトロールを行うか、話し合って決めます。

●交番・駐在所などからの情報を参考にしましょう。

地域を管轄する交番・駐在所、警察署が発信する犯罪の発生状況や危険な場所などに関する情報を参考にします。

●パトロールの開始を知らせましょう。

学校や地域の皆さん、警察に協力をいただくためにも、回覧板等を利用して、どのようなパトロールをするのかを知らせます。また、活動結果を知らせることも大切です。

●所轄の警察署・交番等に相談しましょう。

設立、活動に当たって不明な点は、所轄の警察署・交番等に相談すると良いでしょう。

活動マニュアル

防犯パトロールの目的

- ①犯罪、事故等の発生を未然に防止すること
- ②地域の皆さんが防犯に対する関心を高めること
- ③パトロールに参加することで地域の連帯感を醸成すること
- ④地域の犯罪抑止機能を向上すること

防犯パトロールの基本的心構え

防犯パトロールは、あくまでも子ども達の安全確保のために自主的に行うものです。安全で安心して住める地域づくりの根底は、自らの手でつくるといった地域社会への貢献にあることを認識しましょう。実施にあたっては、次のことに配意してください。

- ①気負わず、肩ひじ張らず、日常生活の一部として**気軽に**やりましょう。
- ②短期間では、パトロールの効果は実感できないものです。**気長に**続ければ、やがて知らず知らずのうちに地域に防犯の輪が広がり、犯罪の起これににくい環境がつくられ、犯罪の発生が減少していきます。
- ③せっかくパトロールをしても、事故にあったりケガをしたのでは、意味がなくなってしまいます。無用な追跡や単独のパトロールなど、**危険なことをする必要はありません。**

防犯パトロールの方法

- ①子ども達、地域の人のみならず、通行人など見知らぬ人にも、積極的に声かけをします。



- ②危険箇所、不審な車の有無、子どもが一人で遊んでいないか、夜遊びをしていないか、死角になっている場所がないかを確認しながらパトロールします。

- ③不審者等を発見した際は、撃退しようとせず、すぐ110番します。

- ④場合によっては、地域の交番・駐在所の警察官に同行してもらいます。



- ⑤ゴミの不法投棄がないか確認します。環境が悪化することは犯罪の増加につながります。



防犯パトロールの必需品

- メモ帳**……危険な場所や不審な車の特徴などをメモします。
- 日誌**……注意する場所などを次の人へ引き継げるよう、日誌を作成します。
- 反射テープなど**……夜間パトロールの際には、交通事故等にあわないよう、反射テープや夜光チョッキなどを身に付けます。
- 目立つ服装**……揃いのジャンバー、腕章、帽子等でパトロール中をアピールします。

●防犯パトロール活動（例）

項目	内 容
名称	○○地区防犯パトロール隊
責任者 副責任者	
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ○地域内に居住又は勤務する有志の方 ○町内会、自治会、PTA、老人クラブ、消防団、防犯協会、防犯指導隊、交通安全協会員など <p>※地区や団体ごとに責任者、副責任者を決めることにより、連絡や計画作成がスムーズにできます。</p>
時間・区域・路線・班編制	<ul style="list-style-type: none"> ○時間 <ul style="list-style-type: none"> A班：午後3時～5時まで (児童の下校時間帯) B班：午後5時～7時まで (高校生、通勤者の帰宅時間帯) C班：午後7時～9時まで (人通りが少なくなる時間帯) ○コース <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の発生状況等に応じて実施 ・児童の登下校時間帯は通学路を中心として実施 ○班編制 <ul style="list-style-type: none"> ・1班3～4名で実施 ・各班ごとに責任者を選定
計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○責任者は、翌月のパトロール計画を策定し、メンバーに計画表を回覧して、それぞれの都合のよい日に記名してもらう。 ○記名後は月末までに翌月の計画表を完成させ、関係者に送付する。
実施要領	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として徒步で実施する。 ○実施する際は、パトロールしていることがわかるように腕章、帽子などの防犯活動用品を着用する。 ○積極的な「あいさつと声かけ」に心掛ける。 ○事件、事故を目撃したら110番通報する。 ○不審者（車）はメモをして通報する。 ○交通事故に十分注意する。 ○月1回は警察官を交えた幹事会を開催し、情報交換を行う。
その他の	○防犯パトロール用品の購入費用の検討

※これは一例ですので、地域にあったものを策定してください。

●パトロール活動日誌（記載例）

日 時	平成○○年○○月○○日 午前・後 ○○時○○分から 午前・後 ○○時○○分まで	
メンバー	班長 ○○○○ ○○名	
パトロール区域 (経路)	○○町中心に実施 ○○丁目から○○丁目を徒步パトロール	
特異事項	内 容	措 置
	1. ○○時○○分 ○○コンビニエンス前で 高校生風の男子4～5名が たむろしていた。 2. ○○時○○分 ○○丁目の空き地に 県外車1台駐車 ナンバー ○○300 あ ○○○○号 車種 色	
	3. ○○丁目の ○○さん方前の 道路に大きな穴	市役所道路課 ○○さんに連絡
引継事項	1. 深夜、○○コンビニ店に 高校生風の男子が たむろしているのを目撃、注意 (本日も目撃したら、交番へ連絡願います。) 2. 上記3、道路の補修状況の確認 願います。 3. 次回は○○交番○○さんが同行します。 4. パトロール会議 ○月○日、午後○○時から 場所:○○公民館	
そ の 他		

活動2 地域安全マップづくり

地域安全マップとは、事件や事故が起こるかもしれないと不安に感じる危険箇所や、事件や事故から身を守ることの出来る場所などの情報を地図に表したものです。

作成の目的 (=事件や事故に遭う危険を回避すること)

- 友達や家族、いろいろな仲間たちと一緒に、楽しみながら、危険な場所や安全な場所を探して学区内を歩くことで、自然と危険な場所を見極める目を養うことができます。
- 自分で危険な場所や安全な場所を見つけることで、他の場所に行っても危険を感じることのできる応用力を身につけることができます。
- 地域安全マップを作成し活用することで、危険な場所と安全な場所を把握することができ、前もって危険を回避することができます。

危険箇所の点検

マップづくりのためには、地域の危険箇所点検が必要となります。大人と子どもが一緒に、地域を周りながら、それぞれの目で危険箇所を点検しましょう。

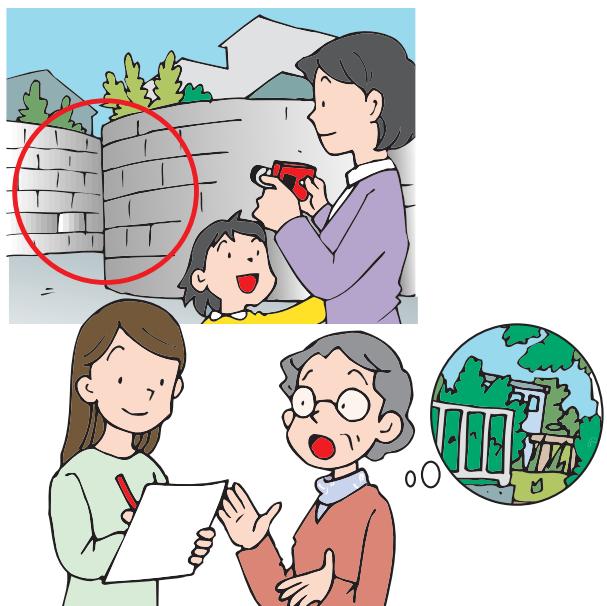
1 事前学習

危険箇所とは、どのようなところか事前に学習します。点検のキーワードは、「(犯人が)入りやすくて(外から)見えにくいところ」です。



2 安全点検

「入りやすくて見えにくいところ」を合言葉に、地域を点検し、写真撮影とともに、地域の人々から危険な場所等について聞き取りします。



作成方法

1 地域安全マップを作成する地域の選定

「学校までの地図(通学路の地図)」「学校の周りの地図(学区域の地図)」など、どの地域のマップを作成するか決めます。

2 マップに載せる情報の決定

どんなマップにするか、どんな情報を載せるか決めます。

●事件や事故が起きそうなところ

- ①過去に事件事故が起きた場所と似ているところ
- ②入りやすい場所、見えにくい場所
- ③高く、長い塀が続いている場所
- ④路上駐車の多い道
- ⑤落書きやゴミが散乱しているところ
- ⑥整理されていない駐輪場
- ⑦空き家、空き工場
- ⑧街灯が少ない暗い道
- ⑨雑草や木が生い茂って見通しの悪い公園
- ⑩不良少年がたむろする場所 など

●「ピックリ」「ヒヤリ」としたところ

●何かあったら助けを求めることができるところ

- ①警察署、交番、駐在所
- ②子ども110番の家
- ③学校、塾
- ④信用できるお店
 - ◎コンビニエンスストア ◎銀行
 - ◎ガソリンスタンド ◎病院 など

3 地図の準備

- ①書き込みができるよう大きめの地図を準備します。
- ②地図は自分で描いてみるとよいが、難しければ既存の地図を使います。ただし、売っている地図のコピーを使う場合は、地図制作会社の許諾が必要です。
- ③よく行く場所(学校、公園、児童館、お店など)や目印になる場所(川や池、大型店、観光名所など)を書き込んでおきます。

4 地域での調査(危険箇所の点検と同じ)

5 地図の準備

下書きの地図やメモを見て、そのときの様子を思い出しながら、地域安全マップを清書し、完成させます。

●ポイント

- ①集めた情報をどのように表現したらマップを見る人がわかりやすいか、後で使いやすいかを考えてマップを作成します。
- ②絵や記号、色などを使うとわかりやすくなります。
- ③自分たちのまちを思って作成します。
- ④地域安全マップは、犯罪が起りやすそうな場所を表示した地図であって、犯罪が起きた場所を表示した地図でないことに注意します。
(犯罪が起きた場所を単純に地図に書き込むだけでは、危険な場所を見極める能力は育ちません。)



○安全マップの例



7 活動事例

今後の学校安全活動の参考となる、活動事例を紹介します。

子ども見守り隊（大仙市仙北地区）

I 学校規模

1 学校の規模

- 大仙市立高梨小学校 学級数9 児童数228 職員数15
- 大仙市立横堀小学校 学級数8 児童数161 職員数14

II 取組のポイント

1 下校時の通学路見回り

2 会報の発行

III 取組の概要

1 取組の趣旨

地区内の子ども達の健やかな成長を願い、子ども達を危険から守るために、下校時の子ども達の見守り活動をする。

2 活動の内容、方法等

(1) 下校時の通学路見回り

ア 隊員数、構成

50名。児童の祖父母、老人クラブが中心。

イ 活動場所

隊員の自宅付近で、人家の無い場所及び少ない所を中心に、町内8箇所が対象。

ウ 活動時間

主に低学年の下校時間（午後2時～3時30分）のうち、30分程度。

曜日による子ども達の下校時間に合わせる。



工 活動方法等

- ◎班(8班)ごとに当番日を決めて活動する。
- ◎隊員の意志疎通を図るため、班長会議を開催し、その結果を通信などで保護者に配布し、共通理解を図る。
- ◎子ども達の自宅位置を知らせるマップを隊員に配布する。
- ◎隊員は、タスキと笛、筆記具を身につけ見回りする。
- ◎不審者がいた場合は、子どもを守るとともに、警察・学校に連絡する。
- ◎学期末に班長会議を開催して意志疎通を図っている。

(2)会報の発行

年4回発行し、全保護者に配布。

3 実践の成果

- ◎活動を開始してから、子ども達に危害はない。(平成15年7月に、子どもが腕をつかまれ、車に引き込まれそうになる事件があった。)
- ◎活動自体が不審者への抑止効果となっている。
- ◎子ども達とのふれあいが、隊員及び子ども双方によろこびを与えている。
- ◎決まった時間に、地域を見守ることで、危険箇所の発見ができ、防犯以外にも対処することができた。

4 今後の課題

- ◎日中の活動のため、隊員が少なく、一人当たりの負担が大きい。
- ◎隊員の少ない地域があり、遠方の隊員に負担をかけることになる。



『子ども見守り隊』通信

二学期が始まり、又見守り隊員の方々にはご難儀をおかけしております。よろしくお願ひします。

さて、この『子ども見守り隊』の活動は、資金ゼロの中でスタートしたのですが、その後多くの方々からご寄附いただき、活動費として使わせていただいております。ありがとうございました。ご協力いただきました方々は右のとおりです。ありがとうございました。

○○クラブ 様
○○医院 様
○○株式会社 様
○○クリニック 様

さて、『子ども見守り隊』の反省会を夏休みに入ってから行いました。そこで出されたご意見を少しだけ紹介します。

『子ども見守り隊』反省会から

- この取り組みを知らない人がたくさんいる。隊員になりたいと言う人もいるし、もう少し声かけをしたらどうか。
- 人家の密集地帯が安心とは言えない。そこも大事。
- 見守りしている間の車の置き場所を教えて欲しい。
- 子どもを車に乗せていいてしまう。親にこの取り組みのことを知らせて欲しい。
- この取り組みは今始まったばかりである。急がず、長い目で見ていきたい。この仕事に誇りをもって立たせていただいている。
- この取り組みは学校主導で行われているが、地域社会の安全のためのものであり、社会教育でやればよい。
- 子供に危機管理意識が育っていないため、いろいろ問題が起きる。堰には落下防止のステッカーなども貼られているが、手をかけすぎても良くない。
- 見守り隊の活動をしてみて、子どもたちのよさ(言葉づかいやマナーなど)が見えてきた。
- 自動車に乗せていく人は、子どもに心ある態度を示す良い機会でないか。ごえっと通りすぎるのと、そうでないのでは、子どもの育ちも自然と違ってくるだろう。

などという意見が出されました。会場には、難儀な仕事ではあるけれども、続けてやっていこう、やるべきことだという雰囲気が流れていて、本当にありがとうございました。

まだまだ残暑厳しい日が続きそうです。無理をなさらない程度で、お願ひします。「あのタスキで、ちょっと立っていただくだけで抑止効果満点」という声もいただいておりますので。

新隊員紹介 ○○さん、○○さんのお二人です。よろしくお願ひします。



防犯マニュアル

学校等及び通学路等における児童等の安全確保編

平成17年9月発行

編集・発行

秋田県生活環境文化部県民文化政策課 安全・安心まちづくりチーム

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番2号

TEL 018-860-1522~3 FAX 018-860-1524

Eメールアドレス anzen-anshin@pref.akita.lg.jp

※本書を無断で複製・転載することを禁じます。

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています。

この印刷物は5,000部作成し、印刷経費は1部当たり257.25円です。